

重要事項説明書
 介護老人保健施設あわしま短期入所療養介護
 (介護予防短期入所療養介護)
 (令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あわしま
- ・開設年月日 平成3年12月18日
- ・所在地 鳥取県米子市彦名町1250番地
- ・電話番号 0859-24-1503
- ・ファックス番号 0859-24-1504
- ・管理者名 渡邊 ありさ
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(鳥取県3150280059号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

『目的』

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援します。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

『運営方針』

「介護老人保健施設あわしまでは、利用者一人一人の身体的・精神的状態に適した、看護・介護を提供いたします。」

(3) 施設の職員体制

	常勤・非常勤	業務内容
・医師	常勤・非常勤	利用者の健康管理
・看護職員	常勤・非常勤	医師の指示に基づき適切な看護業務
・介護職員	常勤・非常勤	利用者に必要な介護業務
・支援相談員	常勤・非常勤	利用者に必要な支援と相談業務
・理学療法士等(※)	常勤・非常勤	必要な機能を改善及び減退を防止する訓練
・管理栄養士又は栄養士	常勤	食事の献立、栄養計算及び栄養指導
・介護支援専門員	常勤・非常勤	施設サービス計画の作成
・事務職員	常勤・非常勤	保険請求等必要な事務

(※) 理学療法士等…理学療法士・作業療法士・言語聴覚士をいう。

- (4) 入所定員等
 - ・定員 87名(内認知症専門棟36床)
 - ・療養室 個室(11)、4人室(19)
- (5) 通所定員
 - ・定員 60名

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)と計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 - 朝食 7時30分～8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

- ③ 入浴（入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス（外部業者が実施します。）
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- ・ 名 称 医療法人 厚生会 米子中海クリニック
- ・ 住 所 鳥取県米子市彦名町1250番地

- ・ 名 称 医療法人 育生会 高島病院
- ・ 住 所 鳥取県米子市西町6番地

・ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 医療法人社団 いえはら歯科
- ・ 住 所 鳥取県米子市河崎575-1

- ・ 名 称 医療法人社団 FOL とみます医科・歯科クリニック
- ・ 住 所 鳥取県米子市富益町3533-2

◇緊急時の連絡・報告について

緊急の場合には、契約書にご記入頂きました緊急連絡先に連絡致します。その際の付添いは、原則ご家族の方でお願い致します。連絡がつかないことの無いようにご配慮願います。また、緊急連絡先を変更される場合は速やかに当施設までお知らせください。

尚、入所中は様々な要件等により電話連絡を行わせて頂きます。お忙しいかと思いますが、ご対応を頂きますよう、よろしくお願ひします。

※入所後の病状変化や他利用者の病状等により、転室や転棟をお願いすることがございます。その際、緊急を要する場合には事後報告となることもありますのでご了承下さい。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としています。その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・食事以外の食べ物（お菓子等）を差し入れされる場合は、職員まで持参された物をお知らせください（生ものは衛生管理上ご遠慮下さい）。また、差し入れを他の利用者へ提供されることは硬くお断りします（病状等により食事制限のある方もいらっしゃる為）。
- ・面会は21時までにお願ひします。来訪者は面会時間を厳守し、必ず「来訪者名簿」に記名をお願ひします。感染症又はその疑いのある方、飲酒している方の面会はお断りし

ます。

- ・外出、外泊時は職員までご相談下さい。
- ・飲酒、喫煙は原則禁止です。
- ・火気の取扱いは原則禁止です。
- ・設備、備品の利用は十分に注意して下さい。
- ・外出、外泊時等の施設外での受診は原則禁止です。
- ・宗教活動は原則禁止です。
- ・ペットの持ち込みは禁止です。
- ・貴重品は原則施設に持ち込まないようにして下さい（紛失・盗難については、施設側では責任を負いかねますので、ご了承下さい）。
- ・洗濯については、原則ご家族の方に行って頂いております。週に1回程度の来所をお願いします。但し、介護者の体調不良や家庭事情により困難な場合は、業者委託が可能です。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備連動
- ・防災訓練 年2回

6. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため整備を行っております。

7. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

相談、苦情に対する窓口を常設とし、相談担当者を設置しています。

- （窓口担当者）介護老人保健施設あわしま管理者
（電話）0859-24-1503 （FAX）0859-24-1504
- 医療法人厚生会 介護福祉事業部
（電話）0859-24-1501 （FAX）0859-24-1502
- 鳥取県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス苦情相談窓口
（電話）0857-20-2100 （FAX）0857-29-6115
- 米子市役所 長寿社会課
（電話）0859-23-5131 （FAX）0859-23-5012

10. 第三者評価の実施について

第三者評価の実施状況 有 ・ (無)

11. その他

※当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

※施設見学は随時受け付けておりますのでご連絡下さい。

（支援相談員） ☎ 0859 (24) 1503

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について
（令和6年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意をいただくようになります。

3. 利用料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は、1日あたりの自己負担分です）

【要介護】

(1) 基本料（1日あたり）

I. 通常型

従来型個室	1割負担	2割負担	3割負担	多床室	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	753円	1,506円	2,259円	要介護1	830円	1,660円	2,490円
要介護2	801円	1,602円	2,403円	要介護2	880円	1,760円	2,640円
要介護3	864円	1,728円	2,592円	要介護3	944円	1,888円	2,832円
要介護4	918円	1,836円	2,754円	要介護4	997円	1,994円	2,991円
要介護5	971円	1,942円	2,913円	要介護5	1,052円	2,104円	3,156円

II. 在宅強化型

従来型個室	1割負担	2割負担	3割負担	多床室	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	819円	1,638円	2,457円	要介護1	902円	1,804円	2,706円
要介護2	893円	1,786円	2,679円	要介護2	979円	1,958円	2,937円
要介護3	958円	1,916円	2,874円	要介護3	1,044円	2,088円	3,132円
要介護4	1,017円	2,034円	3,051円	要介護4	1,102円	2,204円	3,306円
要介護5	1,074円	2,148円	3,222円	要介護5	1,161円	2,322円	3,483円

(2) 加算・減算

	加算・減算名		1割負担	2割負担	3割負担
①	夜勤職員配置加算	1日につき	24円	48円	72円
②	個別リハビリテーション実施加算	1回につき	240円	480円	720円
③	認知症ケア加算	1日につき	76円	152円	228円
④	認知症行動・心理症状緊急対応加算	7日間を限度、1日につき	200円	400円	600円
⑤	緊急短期入所受入加算	7日間を限度、1日につき (やむを得ない事情がある場合は14日を限度)	90円	180円	270円
⑥	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120円	240円	360円
⑦	重度療養管理加算	要介護4・5に限り、1日につき	120円	240円	360円
⑧	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	1日につき	51円	102円	153円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	1日につき	51円	102円	153円
⑨	送迎加算	ご自宅までの送迎、片道につき	184円	368円	552円
⑩	総合医学管理加算	7日を限度、1日につき	275円	550円	825円
⑪	口腔連携強化加算	1月に1回	50円	100円	150円
⑫	療養食加算	疾病治療用の食事、1食につき	8円	16円	24円
⑬	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	3円	6円	9円
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき	4円	8円	12円
⑭	緊急時施設療養費	1月に1回、3日を限度	518円	1,036円	1,554円
⑮	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月に1回	100円	200円	300円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月に1回	10円	20円	30円
⑯	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士の割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上、1日につき	22円	44円	66円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士の割合が60%以上、1日につき	18円	36円	54円
⑰	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき(所定単位数×75/1000)	—	—	—
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき(所定単位数×71/1000)	—	—	—
⑱	夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合減算	所定単位数の97/100	—	—	—
⑲	入所定員の超過、または職員等の欠員減算	所定単位数の70/100	—	—	—

	加算・減算名		1割負担	2割負担	3割負担
⑳	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 1/100	—	—	—
㉑	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1/100	—	—	—
㉒	業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1/100	—	—	—

※なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

※⑧、⑬、⑮、⑯、⑰は各々いずれか1つを算定します。

※ご利用者の心身状態又は、施設の人員配置、介護看護体制により加算の項目が変わる場合があります。

※加算の変更時には、予め説明を行います。

【要支援】

(1) 基本料

I.通常型

従来型個室	1割負担	2割負担	3割負担	多床室	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	579円	1,158円	1,737円	要支援1	613円	1,226円	1,839円
要支援2	726円	1,452円	2,178円	要支援2	774円	1,548円	2,322円

II.在宅強化型

従来型個室	1割負担	2割負担	3割負担	多床室	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	632円	1,264円	1,896円	要支援1	672円	1,344円	2,016円
要支援2	778円	1,556円	2,334円	要支援2	834円	1,668円	2,502円

(2) 加算・減算

	加算・減算名		1割負担	2割負担	3割負担
①	夜勤職員配置加算	1日につき	24円	48円	72円
②	個別リハビリテーション実施加算	1日につき	240円	480円	720円
③	認知症行動・心理症状緊急対応加算	7日間を限度、1日につき	200円	400円	600円
④	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120円	240円	360円
⑤	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	1日につき	51円	102円	153円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	1日につき	51円	102円	153円
⑥	送迎加算	ご自宅までの送迎、片道につき	184円	368円	552円
⑦	総合医学管理加算	7日を限度、1日につき	275円	550円	825円

	加算・減算名		1割負担	2割負担	3割負担
⑧	口腔連携強化加算	1月に1回	50円	100円	150円
⑨	療養食加算	疾病治療用の食事、1食につき	8円	16円	24円
⑩	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	3円	6円	9円
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1人につき	4円	8円	12円
⑪	緊急時施設療養費	1月に1回、3日を限度	518円	1,036円	1,554円
⑫	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100円	200円	300円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10円	20円	30円
⑬	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士の割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上、1日につき	22円	44円	66円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士の割合が60%以上、1日につき	18円	36円	54円
⑭	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき (所定単位数×75/1000)	—	—	—
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき (所定単位数×71/1000)	—	—	—
⑮	夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	所定単位数の97/100	—	—	—
⑯	入所定員の超過、または職員等の欠員減算	所定単位数の70/100	—	—	—
⑰	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1/100	—	—	—
⑱	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1/100	—	—	—
⑲	業務継続計画未策定減算	所定単位数の1/100	—	—	—

※なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

※⑤、⑩、⑫、⑬、⑭は各々いずれか1つを算定します。

※ご利用者の心身状態又は、施設の人員配置、介護看護体制により加算の項目が変わる場合があります。

※加算の変更時には、予め説明を行います。

(3) その他の料金

① 食費 朝食 400円 昼食 650円 夕食 650円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の金額となります。)

・第1段階 300円 第2段階 600円
第3段階① 1,000円 第3段階② 1,300円

② 滞在費(療養室の利用費) / 日

・従来型個室 1,728円
・多床室 437円

(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の金額となります。)

・従来型個室 第1段階 550円
第2段階 550円
第3段階 1,370円
・多床室 第1段階 0円
第2段階 430円
第3段階 430円

③ 特別な室料

・洗面台付き 550円 / 日
・応接セット付き 880円 / 日
・洗面台、トイレ、クローゼット又は応接セット付き 1,100円 / 日

④ 日用品費(シャンプー、ボディソープ、おしぼり、箸、スプーン、コップ、食事用エプロン)
300円 / 日

⑤ 理美容代 実費(外部業者に委託)

*その他ご負担頂く費用がある場合があります。

*日用品費は当施設で用意するものをご利用される場合にお支払いいただきます。

(4) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。ご契約時にお選びください。

個人情報の利用目的

(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設あわしまでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設あわしま短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 重要事項説明書同意書

介護老人保健施設あわしまを入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護) 重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

氏 名 _____

住 所 _____

<利用申込者>

氏 名 _____
(続柄 _____)

住 所 _____

代筆の場合

代筆理由 _____

医療法人 厚生会

担当 説明者 _____